

平成 30 年第 4 回石垣市議会定例会（6 月）

提出議案概要

条例（新規制定）	2 件
条例（一部改正）	2 件
補正予算	4 件
その他	1 件
承認	3 件
報告	8 件
諮問	1 件
<hr/>	
計	21 件

石垣市

【条例(新規制定):2件】

◎総務部

議案第 34 号 石垣市職員の自己啓発等休業に関する条例 (1)

議案第 35 号 石垣市職員の配偶者同行休業に関する条例 (1)

【条例(一部改正):2件】

◎こども未来局

議案第 36 号 石垣市こども医療費助成条例の一部を改正する条例 (2)

◎建設部

議案第 37 号 石垣市風景づくり条例の一部を改正する条例 (2)

【補正予算:4件】

◎総務部

議案第 38 号 平成 30 年度石垣市一般会計補正予算 (第 2 号) (3)

◎福祉部

議案第 39 号 平成 30 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) (3)

◎建設部

議案第 40 号 平成 30 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算 (第 1 号) (3)

◎水道部

議案第 41 号 平成 30 年度石垣市水道事業会計補正予算 (第 1 号) (4)

【その他:1件】

◎福祉部

議案第 42 号 工事請負契約について (4)
〔福祉避難所兼ふれあい交流施設新築工事(建築)〕

【承認:3件】

◎総務部

承認第 1 号 専決処分の承認について (4)
〔石垣市税条例等の一部を改正する条例〕

承認第 3 号 専決処分の承認について (5)
〔平成 29 年度石垣市一般会計補正予算 (第 8 号)〕

◎市民保健部

承認第 2 号 専決処分の承認について (5)
〔石垣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕

【報告:8件】

◎市民保健部

報告第 4 号 専決処分の報告について (5)
〔和解及び損害賠償額の決定について〕

報告第 5 号 専決処分の報告について (5)
〔和解及び損害賠償額の決定について〕

◎教育部

報告第 6 号 専決処分の報告について (6)
〔白保小学校校舎新增改築工事 (建築)〕

報告第 7 号 専決処分の報告について (6)
〔白保小学校校舎新增改築工事 (建築)〕

◎総務部

報告第 8 号 平成 29 年度石垣市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について・・・(6)

◎建設部

報告第 9 号 平成 29 年度石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計予算繰越
明許費繰越計算書の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・(7)

報告第 10 号 平成 29 年度石垣市港湾事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書
の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・(7)

報告第 11 号 平成 29 年度石垣市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算
書の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・(7)

【諮問:1件】

◎市民保健部

諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について・・・・・・・・(8)

【条例(新規制定) 2件】

◎総務部

件 名	概 要
<p>議案第 34 号 石垣市職員の自己啓発等休業に関する条例</p> <p>(総務課)</p>	<p>地方公務員法第 26 条の 5 の規定により、意欲のある職員の自発性と自主性を活かし、国際貢献活動を組織として支援し、公に奉仕するという感覚の醸成を図るため、本条例を制定する必要がある。</p> <p>(主な内容)</p> <p>全 11 条で構成</p> <p>第 2 条において、任命権者は、職員としての在職期間が 2 年以上である職員が自己啓発等休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業を承認することができる旨規定</p> <p>第 3 条において、休業の期間は、大学等課程の履修にあつては原則 2 年、国際貢献活動は 3 年を超えない範囲内とする旨規定</p> <p>施行日：公布の日</p>
<p>議案第 35 号 石垣市職員の配偶者同行休業に関する条例</p> <p>(総務課)</p>	<p>地方公務員法第 26 条の 6 の規定により、外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを希望する職員の継続的な勤務を促進するため、本条例を制定する必要がある。</p> <p>(主な内容)</p> <p>全 11 条で構成</p> <p>第 2 条において、任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる旨規定</p> <p>第 3 条において、休業の期間は、3 年以内とする旨規定</p> <p>第 4 条において、休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由として、(1)外国での勤務、(2)外国において行う事業経営その他個人が業として行う活動、(3)大学に相当する外国の大学であつて外国に所在するものにおける修学とする旨規定</p> <p>施行日：公布の日</p>

【条例(一部改正) 2件】

◎こども未来局

件名	概要
議案第 36 号 石垣市こども医療費助成条例の一部を改正する条例 (こども家庭課)	沖縄県こども医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。 (主な内容) 助成対象となる就学前児が保険診療を受けたときに、当該保険医療機関等からの請求に基づき、当該保険医療機関等に対して支払う現物給付による助成について規定 また、その請求の期間等を規定 施行日：平成 30 年 10 月 1 日

◎建設部

件名	概要
議案第 37 号 石垣市風景づくり条例の一部を改正する条例 (都市建設課)	本条例第 20 条において、開発行為等における植栽計画の届出を義務付け、その対象面積を規定しているが、同条例第 16 条及び石垣市自然環境保全条例第 16 条においても同様の行為に対する届出が規定され、その対象面積の数値に差異があることから、混乱の解消を図るため本条例の一部を改正する必要がある。 また、現行において各種届出義務を怠った場合の規定がなく、勧告に従わない者に対する規定も植栽計画に関する事項のみとなっているため、風景づくりに対する実行性をより高める必要がある。 (主な内容) 第 20 条第 1 項中「300 平方メートル」を「500 平方メートル」に改める。 第 37 条の第 1 項として、届出すべき者が届出をせず行為に着手したときは、その者に対し、報告を求めることができ、また、当該行為が景観計画等に適合しないことが明らかになったときは、必要な措置をとるよう勧告することができる旨規定 施行日：公布の日

【補正予算 4件】

◎総務部

件名	概要								
議案第 38 号 平成 30 年度石垣市一般会計補正予算（第 2 号） (財政課)	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>3 億 157 万 9 千円</u>を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>307 億 5,757 万 9 千円</u>とする。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入 増額：国庫支出金、県支出金、繰入金、市債等 ・歳出 増額：民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、教育費等 <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30,456,000</td> <td>301,579</td> <td>30,757,579</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	30,456,000	301,579	30,757,579
補正前の額	補正額	補正後の額							
30,456,000	301,579	30,757,579							

◎福祉部

件名	概要								
議案第 39 号 平成 30 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） (介護長寿課)	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>138 万 5 千円</u>を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>37 億 9,484 万円</u>とする。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入 増額：保険料、繰入金 減額：国庫支出金、県支出金 ・歳出 増額：総務費 <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,793,455</td> <td>1,385</td> <td>3,794,840</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	3,793,455	1,385	3,794,840
補正前の額	補正額	補正後の額							
3,793,455	1,385	3,794,840							

◎建設部

件名	概要								
議案第 40 号 平成 30 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算（第 1 号） (港湾課)	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>118 万円</u>を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>16 億 2,814 万 5 千円</u>とする。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入 増額：基金繰入金 ・歳出 増額：管理費における賃借料及び委託料 <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,626,965</td> <td>1,180</td> <td>1,628,145</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	1,626,965	1,180	1,628,145
補正前の額	補正額	補正後の額							
1,626,965	1,180	1,628,145							

◎水道部

件名	概要						
議案第 41 号 平成 30 年度石垣市水道事業会計補正予算（第 1 号） (施設課)	<p>収益的予算の水道事業費において、既決予定額の支出総額に <u>980 万円</u> を追加計上し、支出総額を <u>18 億 6,503 万 2 千円</u> とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>石垣浄水場管理棟耐震補強設計業務の委託料と荒川流量調査の水源調査費を計上するための増額補正</p> <p>・支出額（収益的予算） (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>既決予定額</th> <th>補正予定額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,855,232</td> <td>9,800</td> <td>1,865,032</td> </tr> </tbody> </table>	既決予定額	補正予定額	計	1,855,232	9,800	1,865,032
既決予定額	補正予定額	計					
1,855,232	9,800	1,865,032					

【その他 1件】

◎福祉部

件名	概要
議案第 42 号 工事請負契約について (福祉総務課)	<p>地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。</p> <p>(内容)</p> <p>1 契約の目的 福祉避難所兼ふれあい交流施設新築工事(建築)</p> <p>2 契約の方法 指名競争入札</p> <p>3 契約金額 262,224,000 円</p> <p>4 契約の相手方 石垣市字新川 18 番地 3 (有) 金城建設 代表取締役 金城 賢介</p>

【承認 3件】

◎総務部

件名	概要
承認第 1 号 専決処分の承認について 〔石垣市税条例等の一部を改正する条例〕 (税務課)	<p>地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。</p> <p>(理由)</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が平成 30 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、石垣市税条例等の一部を改正する。</p>

<p>承認第 3 号 専決処分の承認について 〔平成 29 年度石垣市一般会計補正予算（第 8 号）〕 (財政課)</p>	<p>地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。 (理由) 地域福祉計画策定事業に関し、地域福祉計画策定委員会の開催に不測の日数を要し、答申及びパブリックコメントの実施に係る日数を確保するため、繰越明許費の補正を行う必要が生じたため</p>
--	---

◎市民保健部

件 名	概 要
<p>承認第 2 号 専決処分の承認について 〔石垣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕 (健康保険課)</p>	<p>地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。 (理由) 地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、石垣市国民健康保険税条例の一部を改正する。</p>

【報告 8件】

◎市民保健部

件 名	概 要
<p>報告第 4 号 専決処分の報告について (市民課)</p>	<p>和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。 1 事故名：旅券発行事務における誤作成事故 2 損害賠償額：287,260 円</p>
<p>報告第 5 号 専決処分の報告について (健康福祉センター)</p>	<p>和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。 1 事故名：健康福祉センター内における転倒事故 2 損害賠償額：284,716 円 (内訳：治療費 134,716 円、解決金 150,000 円)</p>

◎教育部

件名	概要
<p>報告第6号 専決処分の報告について 〔白保小学校校舎新增改築工事（建築）〕</p> <p style="text-align: right;">(学務課)</p>	<p>地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。(平成29年12月18日議決)</p> <p>1 白保小学校校舎新增改築工事（建築）</p> <p>2 契約の相手方 石垣市字真栄里721番地1 株式会社 肥後工務店 代表取締役 仲吉 直知</p> <p>3 専決処分の内容 契約金額中「200,556,000円」を「204,804,720円」に変更する。</p> <p>(理由) 白保小学校校舎新增改築工事（建築）において、設計の一部変更（第1回）に伴い、契約金額に変更が生じたため。</p>
<p>報告第7号 専決処分の報告について 〔白保小学校校舎新增改築工事（建築）〕</p> <p style="text-align: right;">(学務課)</p>	<p>地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。(平成29年12月18日議決)</p> <p>1 白保小学校校舎新增改築工事（建築）</p> <p>2 契約の相手方 石垣市字真栄里721番地1 株式会社 肥後工務店 代表取締役 仲吉 直知</p> <p>3 専決処分の内容 契約金額中「204,804,720円」を「205,426,800円」に変更する。</p> <p>(理由) 白保小学校校舎新增改築工事（建築）において、設計の一部変更（第2回）に伴い、契約金額に変更が生じたため。</p>

◎総務部

件名	概要
<p>報告第8号 平成29年度石垣市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>	<p>地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。</p> <p>(繰越理由) 諸事情により平成29年度内において事業完了が困難であったため、平成30年度に繰越すものである。</p> <p>繰越事業 38事業</p>

◎建設部

件 名	概 要
<p>報告第 9 号 平成 29 年度石垣都市計画 土地区画整理事業特別会計 予算繰越明許費繰越計算書 の報告について (都市建設課)</p>	<p>地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。 (繰越理由) 飛び地区園路改良工事について、発注時期の遅れにより、年度内完了が困難となったため。</p>
<p>報告第 10 号 平成 29 年度石垣市港湾事 業特別会計予算繰越明許費 繰越計算書の報告について (港湾課)</p>	<p>地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。 (繰越理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>港湾機能整備事業</u> ふ頭用地舗装工事にあたり配管理設工事の遅れにより年度内工事の完了が困難となったため。 ・ <u>新港地区国際埠頭整備事業</u> 事業の交付決定遅れ並びに直轄事業と施工現場の輻輳によって不測の日数を要し、年度内での完了が困難となったため。 ・ <u>港湾改修事業費</u> 物件補償算定に不測の日数を要したため、年度内に物件補償契約手続が困難となったため。 ・ <u>統合補助事業費</u> 橋梁補修設計において、対象施設が想定以上の劣化状況であり、設計に不測の日数を要し、年度内での完了が困難となったため。
<p>報告第 11 号 平成 29 年度石垣市下水道 事業特別会計予算繰越明許 費繰越計算書の報告につい て (下水道課)</p>	<p>地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。 (繰越理由) 県営宮良団地の管渠整備工事で、団地住民との調整に日数を要したこと、し尿処理場天日乾燥床の屋根整備工事で、既設構造物の老朽化による設計積算の見直しに不測の日数を要したこと、汚水建設事業において、汚水中継ポンプ増設事業の入札が不調となり、設計積算の見直しに不測の日数を要したこと、及び汚水管渠整備工事の工事場所に障害となる構造物があったため工作物移設の調整に日数を要したことから、年度内での完了が困難となったため。</p>

【諮問 1件】

◎市民保健部

件 名	概 要
諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について (平和協働推進課)	人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。